

## 第5章 駐車施設有効活用編



## < 目次 >

1. 駐車施設有効活用編について .....	67
1.1 既存駐車場の有効活用の必要性 .....	68
1.2 駐車場有効活用に関する東京都での取り組み .....	69
(1) s-park .....	69
(2) ITカーナビ .....	70
(3) 違法駐車防止条例に基づく取り組み .....	70
(4) 駐車場案内標識に係わる道路占用許可基準の改正及び東京都屋外 広告物条例の許可 .....	71
2. 有効活用策の検討 .....	72
2.1 案内誘導策の検討 .....	72
(1) 広域的な案内策（広域案内） .....	73
(2) 目的地近傍案内（駐車場個別案内） .....	73
(3) 駐車場案内システム（エリア案内） .....	74
2.2 その他の有効活用策の検討 .....	75
(1) 駐車場料金に関する対策 .....	75
(2) 駐車場の利便性向上に関する対策 .....	75
(3) 自動二輪車、荷さばき車両への活用策 .....	75
参考 .....	76
1. 駐車場有効活用に関する動向 .....	76
(1) 駐車場案内・誘導に関する現状と課題 .....	76
(2) 駐車場案内・誘導システムにおける国の動向 .....	79



## 1. 駐車施設有効活用編について

---

既存駐車場が駐車場の機能を十分に発揮し、路上駐車削減に資することを目的として、駐車場の有効活用について具体的に検討を行うことが必要である。  
計画立案時の参考となるように、対策についての手続き等の概要を示す。

「駐車施設有効活用編」は、既存駐車場の有効活用策立案のための手引きである。  
また、「総合駐車対策基本計画」策定時における駐車施設の有効活用に関する基本的事項を定める際にも、活用するものとする。

区市町村における駐車場有効活用策は、「案内誘導」と「有効活用」を地区の状況に応じて、適切に組み合わせて実施することを基本とする。

案内誘導については、広域での駐車場案内と目的地近傍での駐車場案内を同時に実施することが効果的であるため、区市町村は、地区に応じた案内誘導策を検討する。なお、広域的な駐車場案内については、(財)東京都道路整備保全公社が運営する「s-park」を活用したITカーナビによる広域的案内誘導を基本とし、目的地近傍での駐車場案内については、「名称表示等を可能とした駐車場案内標識」の設置を基本とする。

一方、地区固有の有効活用については、既存駐車場の有効活用による自動二輪車、荷さばき車両の受け入れ、共通駐車券・共通プリペイドカード等の発行、違法駐車防止条例に基づく啓発指導の強化など、駐車問題が発生している地区の状況に応じて、効果的な有効活用策を検討することとする。

また、駐車場案内システムについては、区市町村の判断で導入し、システム計画段階において、警視庁と十分な調整を図ることとする。

## 1.1 既存駐車場の有効活用の必要性

平成 3 年度の「駐車施設対策の基本方針」の策定後、東京都における駐車施設整備は順調に進んでいる。また、その効果として、平成 2 年度には約 23 万台あった都内における瞬間路上駐車は、平成 17 年度には約 12 万台まで減少した。

しかしながら、平成 12 年度以降も駐車場の整備は進んでいるにもかかわらず、路上駐車台数は、平成 12 年～17 年にかけては横ばいで推移している。平成 18 年 6 月の違法駐車取締り関係事務の民間委託の開始以降については、路上駐車の一層の削減と駐車場利用率の向上が期待されるが、依然として路上駐車の問題は残っている。

駐車場の整備が進んでいるにもかかわらず、路上駐車が、違法駐車取締り関係事務の民間委託だけでは解決しない原因としては、以下のことが考えられる。

駐車場が必要な地区において、駐車場整備が進んでいない

利用率を高めるための対策の欠如

駐車場の案内情報の不足

入庫意識の欠如

このうち、 については、引き続き、必要な地区において駐車場の整備を進めることが重要である。また、 については料金対策、 については案内誘導の高度化、 については啓発活動等、地区における創意工夫により、既存駐車場を効果的に活用することが必要である。

特に、都内における平日の駐車場利用率が約 4 割（出典：(財)東京都道路整備保全公社調査）であることを勘案すると、駐車場の整備だけで駐車問題を解決させることには限界があり、今後は、駐車場利用を促進するための有効活用策を講じることが必要である。

## 1.2 駐車場有効活用に関する東京都での取り組み

### (1) s-park

「s-park」は、駐車場の有効活用と交通渋滞の解消を図ることを目的として、(財)東京都道路整備保全公社が公益事業の一環として実施している、東京都内の総合駐車場案内サービスである。駐車場位置情報約 4500 箇所、及び満空情報 900 箇所が登録(平成 18 年 3 月現在)されており、ホームページ、携帯電話、カーナビで提供している。年間アクセス件数は年々増加し、平成 17 年度には約 180 万件にのぼり、前年度の約 90 万件から倍増している。さらに、平成 18 年 6 月からの違法駐車取締り関係事務の民間委託により、6 月の前後 3 ヶ月のアクセス件数は、1.45 倍となっている。

また、平成 16 年 10 月には、「駐車場情報に関するデータベース標準(案)」への移行が完了したことで、情報提供方法の可能性が拡大されるとともに、ホンダイナターナビプレミアムクラブ、日産カーウイングス、トヨタ G-Book(予定)を通じて、ITカーナビ(スマートパーキング社会実験の施策名)への展開も行っている。

東京都では、「s-park」とも連携して駐車場情報提供を拡充していくこととしており、区市町村単位での積極的な参加により「s-park」の機能充実がさらに期待される。



図 TOP 画面・駐車場情報画面(地図)・詳細画面

## (2) ITカーナビ

国土交通省が進めるスマートパーキングの一環として、東京都においては、平成13年度に渋谷地区での社会実験を実施した。その後、(財)東京都道路整備保全公社の「s-park」運営後には、新宿、渋谷、池袋、丸の内、町田、吉祥寺においてITカーナビの試行を行い、平成16年10月からは都内全域での利用が可能となっている。

ITカーナビに関する行政からの手続きは特にはないが、ITカーナビで情報を提供する場合、満空情報の発信装置を駐車場に設置する必要がある。

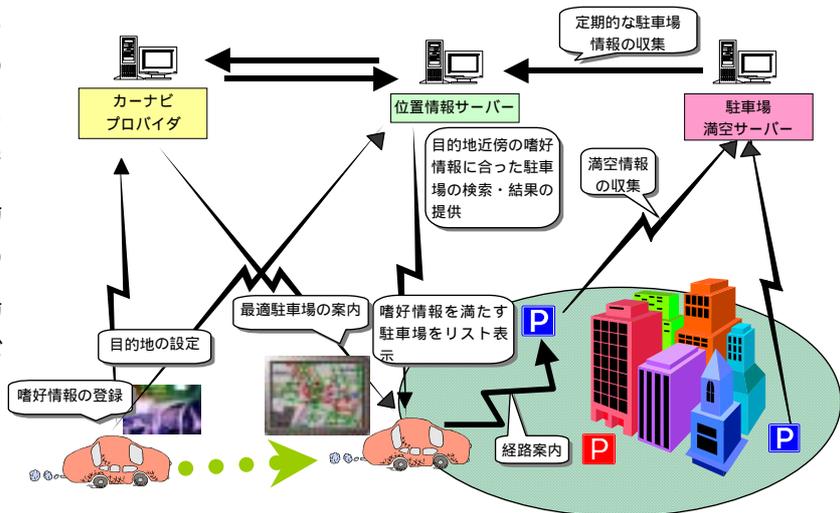


図 実験システムイメージ

## (3) 違法駐車防止条例に基づく取り組み

違法駐車防止条例は、モデル条例案を基に、平成3年から警察庁及び警視庁が、地方公共団体に要請して制定されたものである。

その目的は、違法駐車を防止することにより、一般交通の用に供される道路空間を確保するとともに、安全で快適な生活環境の維持向上に資することとしている。

平成17年3月31日現在、条例制定自治体数は326(199市12区105町10村)となっており、東京都内においても、多くの区市で制定されている。

また、違法駐車から迷惑駐りにまで、対象範囲を拡大している場合もある。

一般的な実施内容は、以下のとおりである。

重点地域の指定

交通指導員(違法駐車防止指導員等)の選任

交通指導員による広報啓発活動及び指導・助言

重点地域等での巡回

違法駐車警告ステッカーの貼付

駐車場利用呼びかけのための駐車場マップの配布

等

制定前後での効果は大きく、今後とも継続して実施する必要があると考えられる。また、今後は、様々な駐車対策と組み合わせて、より効果的に実施することが重要である。

(4) 駐車場案内標識に係わる道路占用許可基準の改正及び東京都屋外広告物条例の許可  
従来の駐車場案内標識は、「P」マークが表示されているだけで、駐車場選択に必要な料金や利用時間などが表示されていないため、効果的に活用されていない可能性があった。また、駐車場の至近距離に設置されているため、遠くからは小さすぎて場所が分からないなどの不便さもあった。

こうした中、駐車場案内標識の唯一の占有者である(社)東京駐車協会をはじめとして(財)東京都道路整備保全公社及び都市計画公共駐車場協議会加盟駐車場等で駐車場案内標識の改善要望について検討を続け、それを基に道路管理者(東京都建設局)、交通管理者(警視庁)及び屋外広告物所管部署(東京都都市整備局)と協議・調整を行い、平成15年2月に、駐車場案内標識の占用及び表示内容等についての改善を図った。

表 主な改正及び特例許可の内容

	項目	改正内容	従前
道路 占用 許可 基準	設置区域	都内全域	警視庁が指定した18地域
	設置距離及び本数	200mに8本以内	100mに4本以内
	表示形式	「内照式」及び「高輝度表示板」、電光表示形の満・空表示を認める(改善)	反射式表示板、満空表示
	表示板の大きさ	縦120cm×横60cm以内	本板 縦60cm×横60cm 補助板 縦30cm×横60cm( 1 )
	表示内容	右記の他に駐車場名、利用料金、営業時間を追加	Pマーク、矢印、距離、満・空表示
屋外 広告 物 条 例 の 特 例 扱 い	表示内容の拡大	「駐車場名」「利用料金」「営業時間」などを追加	

1: 満・空表示を付設する場合は、縦60cm×横60cm

こういった改善内容を基に、平成15年度には中央区において特例許可に基づく試行を行い、利用者アンケートにおいて好評を得た。

現在は東京都屋外広告物条例も改正され、都内において設置可能となっている。



図 改正前後の駐車場案内標識

## 2.有効活用策の検討

### 2.1 案内誘導策の検討

東京都では、広域的な駐車場案内（広域案内）についてはITカーナビによる駐車場案内誘導、目的地近傍での駐車場案内（駐車場個別案内）については「名称表示等を可能とした駐車場案内標識」の設置を、駐車場への案内誘導の基本とする。

また、特定地区における駐車場への案内誘導（エリア案内）は、区市町村の個別の判断で駐車場案内システムの導入や駐車場マップの作成により対応することとする。

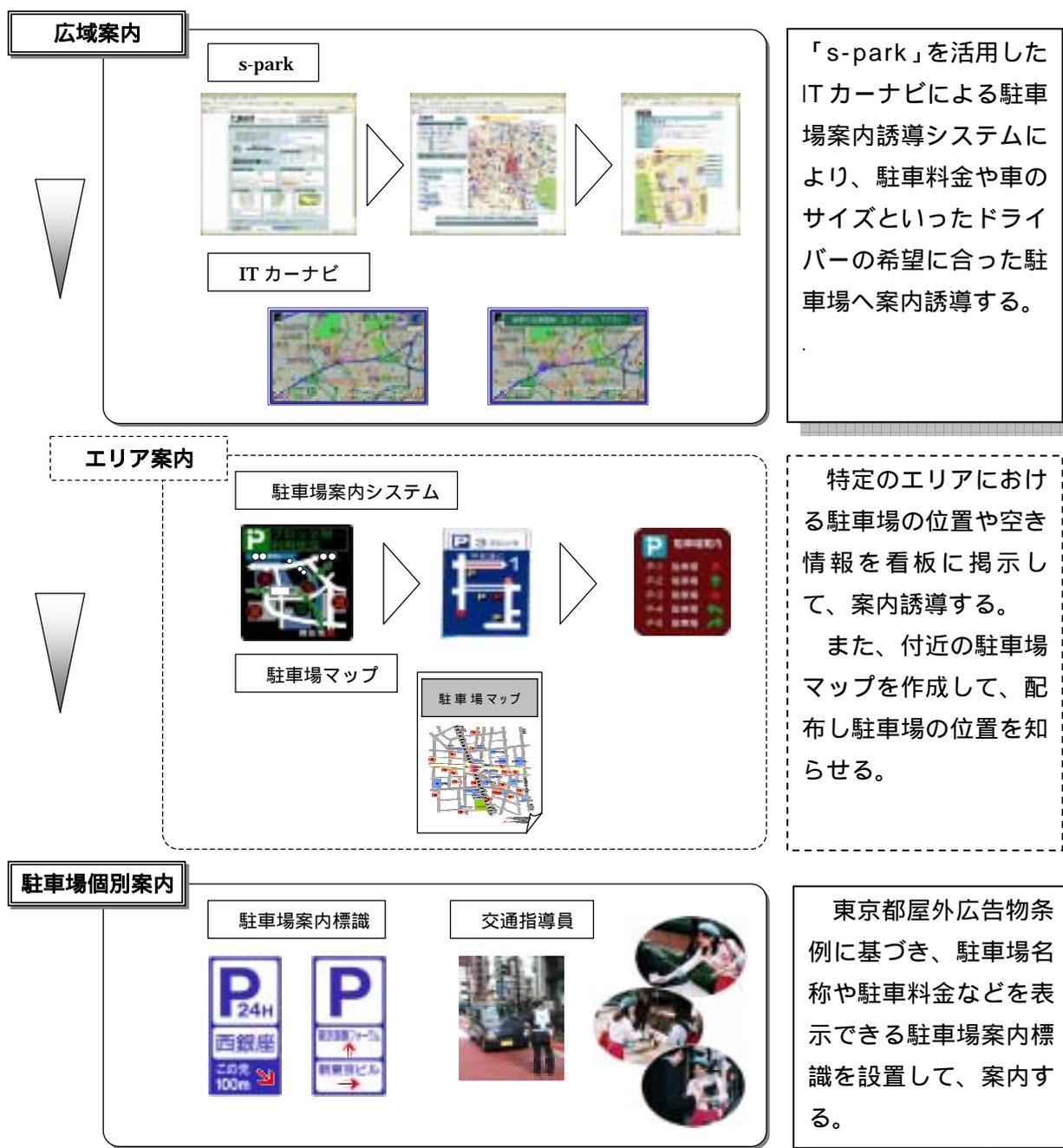


図 駐車場案内誘導策のイメージ

## (1) 広域的な案内策（広域案内）

### 「s-park」への加盟登録方法

「s-park」への加盟登録は、情報提供を行いたい駐車場事業者が自ら行うことも可能であるが、効果的な案内を実施するためには、地区全体での加盟登録が効果的である。

そのため、区市町村は、特に案内誘導を高度化したい地区において、駐車場事業者と協議し、参加要請を行い、取りまとめた結果を基に(財)東京都道路整備保全公社へ申し込むこととする。

また、「s-park」では、平成16年10月に、国土交通省が推進する「駐車場情報に関するデータベース標準(案)」への移行が完了したため、登録申請時のフォーマットについては、それに準拠する(参考を参照)。

### ITカーナビによる情報提供の手続き方法

ITカーナビを用い駐車場の情報提供を行う場合は、満車によるうろつき交通を防止するため、満空情報の発信装置を駐車場に設置する必要がある。

満空情報の発信装置は、駐車場事業者が設置することになるが、武蔵野市のよう  
に、駐車場事業者に対し、10年間情報収集の協力をしてもらい代わり、市から発信機を貸与するなどの工夫により、発信装置の装着を進めている例もあり、区市町村で実施する場合にも参考となる。

区市町村は、満空情報の発信を行うべき地区において、各駐車場事業者に対して、働きかけを行う。

なお、満空情報についても、「s-park」においてデータベース化されることから、具体的な接続方法等については、(財)東京都道路整備保全公社と個別の協議を行う。

## (2) 目的地近傍案内（駐車場個別案内）

### 駐車場案内標識

「駐車場案内標識」による目的地近傍での駐車場案内は、駐車場事業者の申請による許可制となっている。

区市町村は、駐車場の有効活用を図る地区において、各駐車場事業者に対する制度や効果の説明を行うなどし、地区の道路網構成や交通量分布に応じた効果的な駐車場案内標識の設置について、駐車場事業者と協議し、駐車場申請を促進させることとする。

また、利用者の利便性を向上させるため、案内標識のデザインの統一を図ることについて、各駐車場事業者に対して働きかけを行うこととする。

#### 交通指導員による駐車場案内

目的地近傍における駐車場案内について、駐車場案内標識とあわせて交通指導員を配置し、駐車場案内を行うとともに、違法駐車車両に対する指導啓発を実施する。

#### (3) 駐車場案内システム（エリア案内）

これまでに補助事業等により推進されてきた駐車場案内システムについては、加盟駐車場数や地区特性によっては、効果が安定的ではないことも考えられるため、東京都全域での標準とはせず、導入については従来通り区市町村の判断によるものとする。

なお、駐車場案内システムは、交通管制システムとの整合を確保する必要があることから、導入を検討する区市町村は、システム計画段階において警視庁と十分な調整を図るものとする。

## 2.2 その他の有効活用策の検討

案内誘導以外の駐車場有効活用策については、共通駐車券の導入や既存駐車場の自動二輪車や荷さばき車両への一部開放等の対策が考えられる。これらについては、全国や東京都の区市においても、既の実施している事例があり、「総合駐車対策事例集」で紹介するため、今後、有効活用策を検討する区市町村は、「総合駐車対策事例集」も参考にし、地区の駐車問題に応じた効果的な対策を検討することとする。

また、有効活用を図るべき地区では、各駐車場事業者に対して、有効活用策の実施に向けた働きかけを行うこととする。

なお、既の実施している有効活用策については、引き続き実施するが、案内誘導策と組み合わせることで、より効果的になるような工夫についても検討することとする。

### (1) 駐車場料金に関する対策

短時間駐車の有料化や料金単位の細分化、また、地域全体で利用できる共通駐車券を発行することにより、ドライバーに駐車料金の割安感を与え、入庫意識を向上させる。

共通駐車券の発行

短時間駐車の有料化 など

### (2) 駐車場の利便性向上に関する対策

スムーズな出入庫サービスの提供やバリアフリー化により、ドライバーの入庫意識を向上させる。

駐車場ETCシステム

ユニバーサルデザイン駐車場の整備 など

### (3) 自動二輪車、荷さばき車両への活用策

今まで乗用車では有効に活用できていなかった既存駐車場内のスペースや道路高架下を、自動二輪車や荷さばき車両へ開放することにより、周辺の自動二輪車の路上駐車や、荷さばき車両の駐停車による交通混雑の削減を図る。

駐車場の一部開放

公共施設駐車場への荷さばき車両受け入れ など

## 参考

### 1. 駐車場有効活用に関する動向

#### (1) 駐車場案内・誘導に関する現状と課題

##### 既存駐車場案内システム

駐車場案内・誘導システムでは、主に路側案内板（駐車場案内板）によって情報提供を行っている。この路側案内板は、各都市で様々な情報提供方式・内容を採用しているが、基本的にはブロック案内、詳細案内、個別案内、補助案内の4段階により構成されている（総合駐車対策事例集・案内誘導策参照）。

平成17年3月末現在、全国62箇所で導入されており、また、一部の地区では、インターネットや携帯電話にも提供している。

しかしながら、導入から10年以上を経過した地区の中には、更新費と事業効果の関係から、更新を行わずに廃止する地区も現れている。

[駐車場案内システム]

北海道・東北(6)			近畿(13)		
札幌市	青森市	仙台市	四日市市	大津市	京都市
秋田市	山形市	福島市	枚方市	高槻市	茨木市
関東(13)			大阪市(船場)	大阪市(梅田)	堺市
水戸市	宇都宮市	高崎市	神戸市	神戸市( )	奈良市
草加市	さいたま市	千葉市	和歌山市		
八王子市	川崎市	横浜市(横須賀周辺)	中国・四国(9)		
横浜市(関内・伊勢佐木町周辺)	相模原市	藤沢市	岡山市	広島市	呉市
横須賀市			福山市	徳山市	高松市
東海・北陸・信越(13)			丸亀市	松山市	高知市
甲府市	金沢市	富山市	九州・沖縄(6)		
長野市	松本市	静岡市	北九州市	長崎市	長崎市( )
静岡市( )	浜松市	岐阜市	長崎市( )	熊本市	鹿児島市
名古屋市	名古屋市( )	豊橋市			
岡崎市					

[駐車場誘導システム]

新宿地区	北九州地区
------	-------

また、不特定多数の人に情報提供を行うことから、インターネットや携帯電話を利用できない人でも、情報を入手できるといった利点がある一方、稼働時の課題としては、以下のものがあり、改善の必要性があると考えられる。

#### [ 課 題 ]

見る人は多い(約90%)ものの、参考にする人が少ない(約10%)。

資料：平成12年度駐車センサ個別課題調査結果より

案内先駐車場が車両サイズ制限等で入庫できない場合がある。

利用者の嗜好性・必要性に応じた駐車場が探せない。

案内板の設置場所でしか情報が得られない。

設置・維持管理・更新コストが高い(事業費は1地区あたり約5.6億円)。

事例における総事業費の平均値

### カーナビによる駐車場情報の提供

VICSセンターを通じてVICSユニット搭載のカーナビゲーションに情報提供を行っている。駐車場情報は、主としてFM多重放送により提供され、カーナビ上に駐車場位置と満空情報が提供される。

カーナビゲーションの累積出荷台数は、平成18年3月時点で22,328千台と急激に増加し、有力な情報提供手段として考えられる。また、VICSユニットも、平成18年3月時点で15,017千台と急激に増加している。

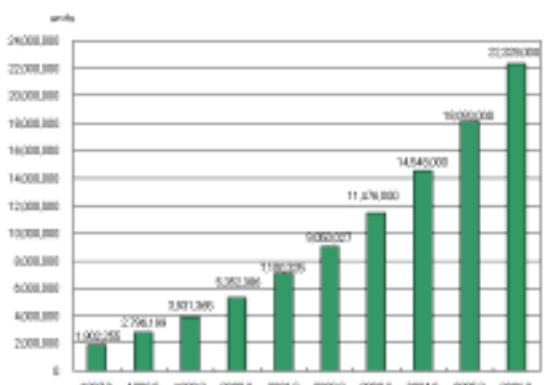


図 カーナビゲーションの累計出荷台数

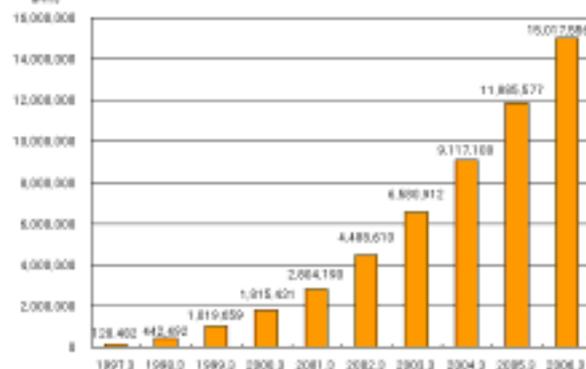


図 VICSユニットの累計出荷台数

出典：国交省 HP ( <http://www.its.go.jp/ITS/j-html/ITSinJapan/navi.html> )

一方、VICSによる駐車場情報の提供は、道路交通情報とともに、ドライバーが無料で利用できる反面、以下のような課題もある。



図 VICSによる駐車場情報提供画面

#### [ 課題 ]

- 一度に多数の駐車場（Pマーク）が表示されるので見づらい
- 利用者の嗜好性・必要性に合った駐車場を容易に検索できない
- 入庫制限のある駐車場がどうか分からず、駐車場まで走行しても入庫できない場合がある
- 対象地区が駐車場案内・誘導システム導入地区の一部に限定される
- 容量制限により、一部の駐車場のみを表示する場合がある

駐車場案内システム以外の情報提供サービス

現行の駐車場案内システムを補うために各種情報通信メディアによる提供が研究されており、一部は実用化されているものもある。これらの新たなメディアの導入事例は下表のとおりである。

表 駐車場案内システムのデータを案内板以外のメディアで提供している事例

メディア	概要	導入事例
携帯電話 (I-mode等の多機能端末)	VICS画像・イメージ情報を用いて、移動中など、場所に制限されないで情報を提供	東京都、仙台市、豊田市 など
CATV	ネットワーク化された地域の有線によるテレビ放送システムを用いて情報提供。	岡崎市、豊田市、名古屋市 など
インターネット・ホームページ	インターネット上に情報を掲示し、自宅・会社等のパソコン、パーキングエリアや道の駅等に設置された端末機等で情報を提供。	東京都、福島市、豊田市、岡山市、広島市、高知市、北九州市、長崎市 など
カーナビ (VICS)	VICS対応カーナビ(車載機)を搭載した車両を対象として、FM多重・ビーコンによる道路交通情報の提供	東京都、横浜市、藤沢市、名古屋市、豊田市、大阪市 など

出典：国土交通省ホームページより作成

## (2) 駐車場案内・誘導システムにおける国の動向

### スマートパーキング社会実験の実施

国土交通省では、駐車場整備は進捗しているものの、依然として路上駐車やうろつき交通等が未解決である現状を受け、既存駐車場ストックを十分に活用するための確かな駐車場案内が重要であるとの判断から、通信型カーナビを活用した新たな駐車場案内策に関する社会実験（スマートパーキング社会実験）を実施している。

従来の駐車場案内・誘導システムでは、「情報量の不足」、「視認性が悪い」等の課題があり、利用者にとって必要な情報提供ができていない可能性があった。そこで、車のサイズや利用者の嗜好条件を予め登録しておき、通信型カーナビを用いて、利用時の目的地ごとに、利用者に最も適した駐車場を紹介し、カーナビの機能を用いて誘導するシステム「スマートパーキング」を、平成 13 年度に東京都渋谷区をフィールドとした社会実験を実施した。

この実験を契機に、自動車メーカーのホンダは実用化を行い、サービスを開始している。

その後、平成 15 年度に名古屋市における社会実験、および平成 16 年度には、ITS 世界会議において市民参加型の社会実験を実施し、市民による体験試乗イベントを行った。

また、平成 17 年度には、国土交通省道路局の重点施策として位置付けられ、実施施策として広く展開されている。

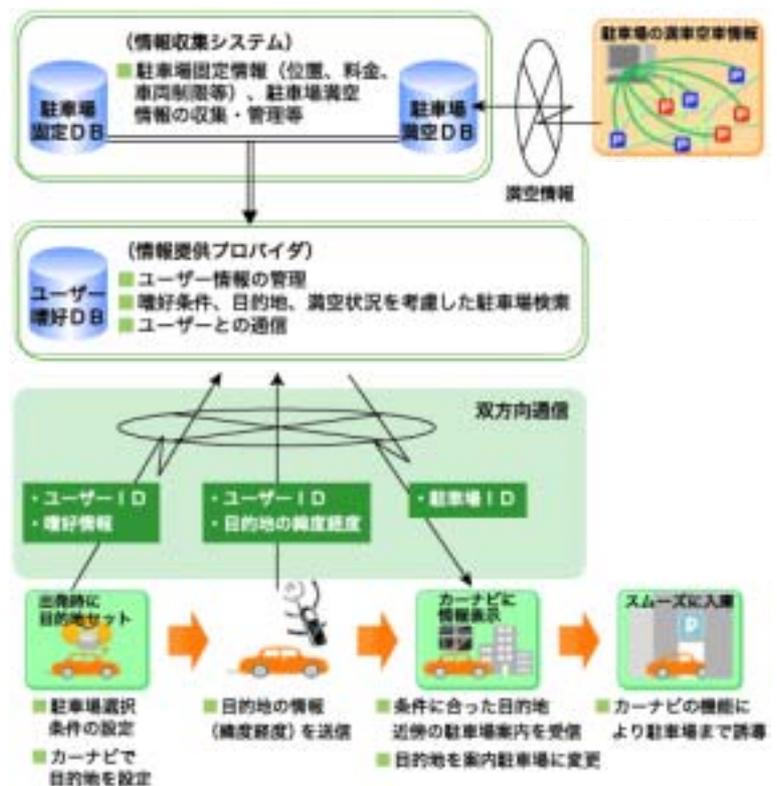


図 実験システムイメージ

#### IT技術を活用した駐車場案内システムの特長

- ドライバーの嗜好性や車両制限に応じた駐車場を抽出して案内が可能
- カーナビの機能により、駐車場の入り口直近までの経路案内が可能
- 身障者等の交通弱者への対応など、きめ細かい情報提供が可能

嗜好性：許容できる駐車料金、提携割引の有無、駐車場の構造などの「駐車場選択の好み」

### 駐車場情報に関するデータベース標準（案）の策定

駐車場に関する情報には、場所や入り口を表す位置情報、料金や営業時間といったサービス情報、満空情報など様々なものがある。

こういった情報は、駐車場案内システムだけではなく、地図会社や料金精算機メーカー、カーナビメーカー、大手駐車場事業者など、それぞれが独自に情報を収集し、活用しているのが現状である。

そのため、同じ駐車場にいくつものID番号が付与されることや、メーカーごとにデータの表現やフォーマットが異なっているなどがあり、情報の流通が困難な状況となっていた。

そこで、国土交通省では、平成15年12月に駐車場事業に係わる民間事業者も交えた中で「駐車場情報に関するデータベース標準（案）」を策定し、駐車場に関する情報を統一的にすることで、様々な調査等で得られた情報を相互に利用できることとした。

「駐車場情報に関するデータベース」では、以下の16項目についてのルールや表現方法、フォーマット等を定めている。

表 駐車場情報に関するデータベース標準（案）で定義された項目

	項目		概要
静的 情報	駐車場ID		都道府県・市区町村・町丁目コード、地区コード、駐車場種別コード及びシーケンシャルコード
	位置座標	中心	駐車場中心位置の緯度・経度
		入口	駐車場入口位置の緯度・経度
	名称		正式名称、かな名称及び通称
	所在地		駐車場の所在地
	収容台数		運用用途（時間貸し、月極、専用、荷さばき）別駐車可能台数
	駐車場の形式		駐車場の構造・様式
	車両制限		入庫可能車両サイズ、重量等の制限事項
	駐車料金		単位時間あたりの駐車料金、時間帯別の上限最大料金等
	営業時間・定休日		駐車場の営業時間及び定休日
	提携割引等		駐車料金割引等の提携店舗名・割引条件、提携店舗までの徒歩距離、パーク＆ライド割引の有無・割引条件等
	駐車場の設備状況		身障者専用スペース、バリアフリー対応及びトイレの有無等
	電話番号		駐車場の電話番号
	決済手段		利用可能な回数券、プリペイドカード、紙幣等
	法的分類等		法的分類（都市計画、届出、附置義務）
管理情報等		管理者・情報提供者の名称・連絡先、予約可否・予約時連絡先等	
動的 情報	満空情報等	混雑状況	駐車場の満車、空車、混雑、休止等
		空き台数	身障者専用スペースの空き台数等
		情報更新時刻	情報の更新時刻